

令和5年度原子力規制委員会
第25回会議議事録

令和5年8月2日（水）

原子力規制委員会

令和5年度 原子力規制委員会 第25回会議

令和5年8月2日

10:30～12:25

原子力規制委員会庁舎 会議室A

議事次第

- 議題1：令和5年度行政事業レビューの取組に関する外部有識者による講評
- 議題2：特定帰還居住区域における放射線防護対策
- 議題3：原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイドの改正
- 議題4：原子力災害対策指針及び関係規則等の改正案に対する意見募集の実施並びに相対的にリスクが小さい原子力施設等の事業者によるEALの見直しの結果報告

○山中委員長

それでは、これより第25回原子力規制委員会を始めます。

最初の議題は「令和5年度行政事業レビューの取組に関する外部有識者による講評」です。

今年度の行政事業レビュー、令和5年度原子力規制委員会行政事業レビューには、外部有識者として飯島委員、南島委員、吉田委員、茶野委員、中空委員、永久委員の6名の方に御参加を頂きました。本日は飯島委員、南島委員、吉田委員、茶野委員、中空委員の5名に御出席いただき、御講評を頂く予定にしております。永久委員は所用により御欠席でございますが、書面にて御講評を頂いておりますので、後ほど御紹介をさせていただきたいと思っております。

それでは、まず今年度の行政事業レビューにおける外部有識者による点検結果について報告をお願いいたします。説明は会計部門の河原参事官からお願いいたします。

○河原長官官房参事官（会計担当）

会計担当参事官の河原でございます。

それでは、まず私の方から、令和5年度行政事業レビューにおける外部有識者による点検結果について説明をさせていただきます。

資料1を御覧ください。

資料1、2.に記載のとおり、本年度の行政事業レビューにおける外部有識者による点検につきましては、別紙1記載の外部有識者の皆様によって実施していただきました。本年度の行政事業レビューに係るこれまでの経緯と今後の予定の概要については別紙2を御参照ください。

外部有識者点検事業としては、本年度が最終実施年度となっている事業を中心に、別紙3記載の12事業を選定し、そのうち6人の有識者の方全員に御参加いただきレビューを行っていただく公開プロセスの対象事業としては、「原子力安全規制情報広聴・広報事業」及び「シビアアクシデント時の放射性物質放出に係る規制高度化研究事業」を選定しました。以下、公開プロセスにおける2事業の点検結果について、事業ごとに簡単に御説明いたします。

まず、「原子力安全規制情報広聴・広報事業」に関し、別紙4-1を御覧ください。

本事業は、原子力規制に関する情報をきめ細かく提供することで、国民の原子力規制行政への理解、信頼回復に資することを目的として、ホームページでの情報発信、コールセンターの設置、公開情報管理システムの整備・運用等を行うものです。

本事業においては、事業の成果である長期アウトカムの指標として、本事業内で実施しているアンケート調査における「原子力に関する情報発信源としてどの程度原子力規制委員会を信頼していますか」との問いに対して、「とても信頼できる」、「ある程度信頼できる」と回答した方の割合を設定しております。その指標の設定の方法の是非について御議論がございました。

その結果、取りまとめコメントとして、「国民全体を念頭に置いたり、限られた対象で評価する手法が適切なのか」、「対象とする国民の層をより明確にした形でアウトカムを設定し、その評価に基づく改善策を検討できる仕組みとすることが必要なのではないか」とのコメントを頂いております。

また、原子力規制委員会ホームページの認知度、接触度が必ずしも高いとは言えない点についても議論がなされ、その結果、取りまとめコメントとして、「各掲載内容が主眼に置く対象が必ずしも明確になっていない」、「改善の方向性として、専門家ではない人たちにも分かりやすい掲載内容を増やすことや、原子力規制委員会における広報・広聴のポリシーを明示することが考えられる」、「広報・広聴のやり方としても、用途別・対象者別アプローチを検討することや若い世代に対する対面式の広報活動を強化するなど、さらなる工夫が必要」とのコメントを頂きました。

その他、不断のコストの見直し・削減の必要性、PDCAサイクルに基づくアウトカム等のさらなる見直しについてもコメントを頂いております。

こうしたコメントの内容を踏まえまして、今後の対応といたしましては、事業ごとに改善策の検討につながるようなアウトカムを設定することを含め、アウトカム及びその測定方法について更に改善を図っていくこと、分かりやすい掲載内容を増やすことに関し、現状行っている各種取組を継続するとともに、受け手の目的やニーズに応じた広報活動になるよう工夫していくこと、コストについても成果とコストのバランスを考えつつ見直しを図っていくこととしております。

そのほか、各委員から頂いた個別のコメントにつきましても、資料の今後の対応方針欄記載の内容に基づき、必要な業務の見直し・改善を図ってまいります。

続きまして、「シビアアクシデント時の放射性物質放出に係る規制高度化研究事業」につきまして、別紙5-1を御覧ください。

本事業は、東京電力福島原子力発電所事故の教訓を踏まえ、水素爆発や格納容器破損等の安全上の懸念を規制において解決するために必要な技術的知見を取得するための調査研究や、放射性物質放出に対する防護措置の判断基準の見直しや実効的な防護措置の枠組みを構築するための調査研究を行う事業であります。

本事業をはじめ安全研究に係る事業については、これまでの行政事業レビューにおいても、研究の成果がどのように活用されているのか見えにくいなどの御指摘を頂いているところでございますが、本年度のレビューにおきましても、長期アウトカム指標として、「本研究で取得した知見を審査ガイド等の基準類の整備に活用した件数」を設定していることの是非について議論がなされました。

その結果、取りまとめコメントとして、「研究成果には予見できない側面があり、基準類等へ必ずしも反映されない可能性もあることを踏まえれば、基準類等への反映だけではなく、アウトカムについてより検討する必要がある」、「研究テーマ選定時、研究途中、研究完了時の各段階に応じた評価基準を設ける、研究水準そのものの在り方を評価するな

ど通常のロジックモデルとは異なる形で評価を行うことも検討すべき」とのコメントを頂きました。加えて、「国民各層に対して研究内容やその成果を分かりやすく伝える工夫を行う」、「コスト面での透明性を確保するなどの点にも配慮が必要」とのコメントも頂いております。

こうしたコメントを踏まえまして、今後の対応方針としては、現在、原子力規制委員会で行われている安全研究プロジェクトに対する事前評価、中間評価及び事後評価の枠組みを行政事業レビューのアウトカム指標にも活用する方向で検討する、分かりやすさ向上のための現状の組織的な取組を踏まえて工夫を続けていくこととしております。

そのほか各委員から頂いた個別のコメントにつきましても、資料の今後の対応方針欄記載の内容に基づき、必要な業務の見直し・改善を図ってまいります。

以上が公開プロセスに付された2事業についてでございますが、そのほかの10事業につきましても、原子力規制委員会の外部有識者3名による点検を実施していただいております。その際に頂きました御所見及びそれを踏まえた対応方針について取りまとめたものが別紙6の資料でございます。詳細は省略いたしますが、各事業に対する御所見内容を踏まえ、対応方針欄に記載した内容に基づき、必要な業務の見直し・改善を図ってまいります。

なお、外部有識者の皆様から頂いたコメントや御所見、更には本日頂く御講評の内容につきましても、本年8月末に提出予定の令和6年度予算概算要求書の作成におきましても十分に活かしてまいりたいと考えております。

私からの説明は以上でございます。

○山中委員長

それでは、引き続きまして、有識者の皆様方から今年度の行政事業レビューの取組に関して御講評を頂きたいと思っております。

まず、本日御欠席の永久委員の御講評の内容について、事務局から御紹介をお願いいたします。

○河原長官官房参事官（会計担当）

会計担当参事官の河原でございます。

それでは、永久委員から頂いた御講評の内容につきましても、別紙7の資料を読み上げさせていただきます。

1. 広聴・広報について

広聴・広報は国民・市民との重要な接点であり、これについてより効果のある手段・方法を考えていく必要があると思っております。とりわけ情報発信は、ただ単に発信すればそれで伝えたという認識を持つ場合がありますが、それでは伝えたい人に情報が理解されたとは言えません。HPを拝見すると、素の情報をそのまま提供されているものが多く、専門家以外がアクセスしたり、理解するのは難しいと思っております。原子力関係は一つ間違えば重大な結果を招く恐れのある情報です。緊急を要するものについては、メディアなどが報道するでしょうし、メディアへの対応はその方法が確立されていると思っておりますが、もう一方で広

報には国民が興味を持って、理解を深め、適切な判断ができるように、知識や情報を提供することが求められると思います。具体的にはデジタル媒体では「番組」「雑誌」などを制作するような意識で編集するとともに、何らか対話型の広聴・意見交換の場がもっとあればと考えます。ただし、予算等の問題もありますから、何らかの工夫が必要です。

2. 研究事業について

研究事業で重要と考えるのは、その目的だと思います。政府が行う事業であるならば、何らか特定される課題の解決あるいは改善のためのものであるはずで、テーマを含めその内容や研究期間については政策立案の立場から一定の制約が設けられるべきです。別の言い方をすれば、委託先研究者の裁量はその政策目的の枠内にあるべきであり、研究者の興味や関心が優先されてはならないと思います。結果として研究成果が課題に対して直接的な効果を持つものでなかったとしても、それはそれで価値ある発見です。また成果物である論文については、単に数ではなく、掲載ジャーナルや引用数など、質の面でのKPI（重要業績評価指標）を設けることが必要と考えます。

以上でございます。

○山中委員長

ありがとうございました。

それでは、続きまして、飯島委員、よろしくお願いいたします。

○飯島委員（外部有識者）

中央大学の飯島と申します。

私からは、行政事業レビューについて、今回、2事業を評価対象とさせていただきましたけれども、それに限らず、全般的に感じたところ2点、先ほどの御説明とも重なるところがございませけれども、述べさせていただきたいと思います。

まず、行政事業レビューにおける研究プロジェクトの評価についてであります。やはりこの研究事業については、先ほどもお話がありましたが、研究の途中で様々な課題が出てきて、非常に不確定な要因があるということ。又は、外国に余りケースのないような事例を研究なされているケースがあったかと思えます。そのほか、外国の状況にキャッチアップするような研究というのも一方であったと感じております。

そうしますと、確かに従来式の行政事業レビューにおける評価というのがなじまない部分もあるのですけれども、ただ一方で、キャッチアップ型の研究というのは周期も結構はつきりしておりますし、政策とも直結する部分があるかと思えますので、どのようなタイプの研究であるかということレビューにかける前に、行政事業レビューとは別に技術的な検討会は度々なされていると伺っておりますので、その成果を踏まえてある程度仕分けさせていただいて行政事業レビューに乗せていただくと、より有効な評価につながっていくのではないかと感じております。

その点、今までは行政事業レビューにおいては、研究事業間の相互関係ということを強調してお願いしていたのですけれども、それに加えて今年度については、先ほど申し上げ

たように少し研究の特性というのを追加で加味して、より深い議論ができたのではないかと感じております。今後もそのような形で、行政事業レビューにおいて研究プロジェクト評価をやっていただければと思っております。これがまず第1点でございます。

第2点といたしましては、先ほどもお話がありましたが、原子力規制委員会の信頼性ということでございます。これは今回、公開プロセスにおいて広聴・広報事業というのがレビュー対象になっておりますけれども、これだけではなかなか取扱いが難しいのかなと感じております。とりわけ気になるところとしては、原子力規制委員会を信頼するというのがアンケートの結果で40%余り、信頼しないというのが20%余りです。問題は、どちらとも言えないというのが40%ということで、ここをどのように対応していくかが一つ当面重要なのではないかなと感じております。

いろいろ理由はあると思うので、これについてはいろいろ御検討いただきたいと思うのですが、一つには原子力規制委員会がどのような取組をしているかがよく分からないとか、又は、期待することはあるけれども、それに対して具体的に何をやっているか分からないというところが多いかと思っておりますので、ネット上の活動というのもありますけれども、対面とネットと両面でバランスを取って広報に努めていただくのがいいのかなと感じております。

先ほどもお話があったかと思いますが、とりわけ若年層においては比較的原子力規制委員会に対する信頼度が高いという結果も出ておりますので、ここについては少し何らかの取組をしてもよいのかなと感じました。例えばネットについて申し上げますと、USNRC、アメリカ合衆国原子力規制委員会の場合ですと、トップページのところにスチューデントコーナーというのが設けてありまして、早い段階から、若い段階から原子力に関する知識を普及しようというような取組がなされているかと思っております。こういう同種の取組はほかの機関でもなされているとは思いますが、ただ、とりわけ原子力規制委員会というのは中立性であるとか独立性ということが強調されている組織であるかと思っておりますので、重複を気にせずそのような取組をするというのも一つの大きな取組の課題だとは感じました。

あわせて、こういう啓発活動については、例えば今回、公開プロセスにおいて、シビアアクシデント時の放射性物質放出に係る規制高度研究化事業も取り扱わせていただきましたけれども、この研究事業そのものではないですが、その延長線上には例えば防護措置の判断基準の見直しであるとか、又は実効的な防護措置の枠組みの構築などというのでも視野に入っていると伺っております。そうしますと、地域住民であるとか関連する方々の理解を事前に得ていく必要があると思っておりますので、そういうことも考えますと、そういう点からも原子力に対する知識・理解を今後一層、ネット・対面を通じて取り組んでいただくことが重要かと思っております。そのようなことを積み重ねることによって、原子力規制委員会の信頼性も高まるのではないかと感じております。

私からは以上2点についてコメントさせていただきます。ありがとうございます。

○山中委員長

ありがとうございました。

それでは、引き続きまして、南島委員よりよろしく願いいたします。

○南島委員（外部有識者）

龍谷大学の南島でございます。

この度はこのような機会を与えていただきまして、ありがとうございます。

まず今回の取組を支えてくださいました事務局の皆様、御対応いただいた職員の皆さんに御礼を申し上げたいと思います。とてもよい環境の中で議論を交わさせていただくことができたと考えております。

今般の取組を通じまして原子力規制委員会に御報告申し上げたいと私が考えているのは3点ございます。これをコメントとして申し上げたいと思います。

1点目ですけれども、原子力規制委員会、原子力規制庁の透明度の高さについてです。先ほど原子力安全規制情報広聴・広報事業について様々な御指摘があるということをお紹介いただいたところでありますけれども、他方でホームページですとか、動画ですとか、非常に多くの情報を原子力規制庁・原子力規制委員会には、提供していただいていると思っております。他の官庁にも私は行ってありますけれども、霞が関でトップクラスの透明度を実現していただいているものと理解しております。もちろん専門用語も多く、一般国民には難しい話も多いわけではありますが、この水準は規制のためにも、また国民から信頼される規制行政の観点からも、是非可能な限り継続をしていただきたいと思いますと考えております。

2点目、原子力規制委員会の研究水準についてということでコメント申し上げたいと思います。

飯島委員の方からも触れていただいた点と重なりますけれども先ほど規制の高度化研究事業の紹介がございました。他の事業にも関連するものが多々ありまして、共通点があるなと思っております。要は規制の要は科学研究の水準といたしますか、研究の水準が大きく支えていただいているところだろうと思っております。他方で規制基準類ですとかガイドラインに反映するということが非常に注目をされておりました「目を奪われているかな」と思われる節もございました。

しかしながら、規制の基準類・ガイドラインへの反映、これは究極の目標としてはよいのですけれども、それ以前に研究水準の高さを原子力規制庁の中でどれくらい高めていくのかという点が非常に大事な点であろうと思っております。そういう意味で、アウトカムに目を奪われ過ぎているのかなと思われる点は気を付けていただければなと思っております。税金を原資とする以上、結果を重視するのは当然のことではありますが結果だけに目を奪われるのではなくプロセスをもっと重視するというメッセージを是非原子力規制委員会の方からも出していただければありがたいなと考えております。

3点目です。「レギュラトリーサイエンス」に関して一言申し上げたいと思います。御存じのとおり「レギュラトリーサイエンス」という言葉がございますが、「規制科学」と日本語では訳されますけれども、これは政府の意思決定を支援するためのサイエンスと解

されているところであります。原子力規制庁の仕事は正にこの意味でレギュラトリーサイエンスを中核としていると考えております。

この中で一点気を付けないといけないのは、レギュラトリーサイエンスは「純粋なサイエンスとは異なり社会的妥当性まで射程に入っている」という点です。この言葉、第4期の科学技術基本計画ですとか第6期の科学技術・イノベーションの基本計画の方にも書かれている言葉でありますけれども、最近では専ら医療分野に特化して書き込まれているかなと理解をしておりますが、元々は原子力分野で非常に重視されていた概念だろうと思えます。

原子力規制庁の仕事は単なる科学ではないというところが大事であると考えております。この意味で実は気になりましたのが、新型ペレット・新型の被覆管が登場しているというお話がございました。資料中42ページ、燃料破損に関する規制高度化研究でございます。コメントを是非御覧いただければと思いますが、ここには原子力規制庁の側からは、「現状の予算額としている」ことや「加速可能な体制を構築したい」旨が記載されております。原子炉の安全性の中核部分に当たる部分でありますので、十分な対応を取っていただくことが「社会的妥当性」という観点からも大事なかなと思っております。原子力規制委員会の皆様にも、是非こうした点に注目していただきたいと考えております。

私からは以上でございます。

○山中委員長

ありがとうございます。

それでは、続きまして、吉田委員からよろしく願いいたします。

○吉田委員（外部有識者）

監査法人アヴァンティアの吉田武史と申します。

まずはこのような機会をいただきまして、ありがとうございました。

また、原子力規制委員会行政事業レビューの公開プロセスや外部有識者会合では、資料の作成や説明や質疑応答について真摯に御対応いただいておりますので、その点につきまして感謝申し上げますとともに、引き続き継続していただければと存じます。

私からの講評は、基本的に資料におけるコメントや所見に記載されているとおりではあるのですが、特に追加のコメントといったものはないのですが、今後の予算の概算要求や行政事業レビューシートの作成をしていく上で留意していただきたい点が幾つかございます。

まず、公開プロセスの対象となった一つ目の原子力安全規制情報広聴・広報事業、こちらにつきましては、原子力規制という内容上、認知度の向上は容易ではないわけですが、引き続き分かりやすい情報発信をしていただきたいと思います。同事業のレビューシートでは、目標を達成している項目が幾つかありますけれども、一方で、令和4年度原子力施設等防災対策等委託費事業報告書を拝見する限りでは、SNSやメールサービス等の登録及び関心の割合がまだ低調な部分がございますので、まだまだ改善の余地がございます。

し、改善につながるようなアウトカムを設定をしていただければと存じます。

また、上場会社の経営者とディスカッションをしていますと、最近ではコールセンター事業ですとか、ウェブサイトの制作ですとか、DMの作成等についても、ChatGPTなどの生成AIを活用することによってコストを削減するというような話題が出てくることをございまして、本事業も、一部の業務についてはChatGPTなどの生成AIを活用することが考えられますので、よろしく御検討ください。

二つ目の公開プロセスの対象となりましたシビアアクシデント時の放射性物質放出に係る規制高度化研究事業ですけれども、こちらは安全研究事業全般に言えることにもなりますが、研究の内容やその結果について、数値の意味も含めて、引き続き国民に対して分かりやすく伝える工夫を行っていただきたいと存じます。技術者や専門家にとっては理解できる内容であったとしても、国民には理解しづらいものが多いという状況、そういったものもございます。私が所属する日本公認会計士協会では、社会貢献活動ですとか、会計教育活動として、一般の方向けへの広報活動を行ったり、また、我々が発行する監査報告書には、財務諸表の利用者に監査上のポイントを分かりやすく説明する記載を最近の制度では追加したりしているのですけれども、安全研究事業の方につきましても、もう一段階御説明のレベルを下げた方がよいのかなとも感じております。

また、公開プロセス対象事業以外の点検対象事業についてですけれども、安全研究事業に係るアウトカム指標全般に言える話としまして、長期アウトカムを事業最終年度以降の審査ガイド等への反映1件と設定するのであれば、事業の進捗状況が分かるようにするためにも、何らかの中期アウトカムを設定した方がよいと申し上げました。こちらにつきましてもは今後の対応方針で御回答いただいておりますが、元々のアウトカムの設定理由が、令和4年度の公開プロセスにおける指摘及びその対応を踏まえたためとされているのが気になりました。現状の標準的指標としてのアウトカムが適当でない場合には、過去の所見にとらわれずに、その時々で最善と考えられるアウトカムを採用していただければと存じます。

さらに、レビューシート及びその関連資料の話となりますが、高額の支出については、透明性を確保するため、あらかじめ前年度ですとか当初予算との比較を補足説明することが必要であると考えます。また、レビューシートの見直しが行われた結果、単位当たりコストの検討がなされなくなり、今回、二つの事業について追加で示していただきました。そのうち一つの事業については、事業の有効性及び効率性を検討する上で当該指標が有益であると感じましたので、今後、レビューシートシステムが稼働予定とのことですが、記載内容や記載欄につきましても柔軟性を持たせるといった工夫があるとよいと感じました。

私からは以上となります。どうもありがとうございました。

○山中委員長

ありがとうございます。

続きまして、茶野委員、よろしくお願いたします。

○茶野委員（外部有識者）

ありがとうございます。笹川平和財団の茶野と申します。

本日は、このような機会を頂きまして、大変ありがとうございます。

また、先ほどから委員の方からも言及がございましたけれども、このプロセスの中でいろいろな資料を見せていただきまして、私どももいろいろなことを忌憚なく話をすることができ、また、いろいろな御回答も示していただきましたことにつきまして、感謝を申し上げます。

もう既に委員の皆様からいろいろな視点が寄せられておりますので、私の方からは広聴・広報事業について1点、それからもう一つのシビアアクシデントについても1点のみお話をさせていただこうと思います。

先ほども委員の中から、分からないというのが40%あるというアンケート調査の結果をお話いただきまして、ブラックボックスのようになっているのかなと感じました。それに対してどういうことをしたらいいかというのを探していく一つの在り方として、分厚いアンケート調査の結果を見せていただきまして、私も子細に見ることができました。

そのときにせっかくされているのにもったいないなと思ったのが、いろいろな調査の結果が、例えば3%上昇したとか、4%上昇したとか、どちらかというアンケート調査の常である誤差の範囲ぐらいの差異しかない。それにもかかわらず、同じような調査を毎年続けていっしょというのはどうなのかなと思いました。

例えば3年に1度ぐらいで思い切ってされても、そんなに結果が変わらないのではないかと。むしろ、空いている時間に、どのように設問を工夫したらいいとか、フォーカスグループでのお話の中ではもう少し手応えがあったというようなことも報告書に書いてございましたので、そういうところをもう少し掘り下げて、毎年同じ設問をして変化をたどっていくというのが重要だということも理解はするのですけれども、同じ設問と少し変えた設問というものを作って行って、分からないというような否定的あるいは消極的な方々の原因を肉薄していくような、そういう調査をされた方がいいのではないかなというのが、今回、広報事業のいろいろなお話を伺った中で一番強く感じたところではございました。

それ以外では、透明性というものをどうやって確保するか。ただ、そうはしながらも、非常に高度な専門用語、専門的な知識の中で御判断をされる中で、それをどうやって国民に分かりやすく説明をしていくかというのは非常に大変なことであると理解をしております。例えばアメリカであるとかフランスであるとかそういうところの原子力規制庁に類似の省庁がどういう広報をしているとか、そのようなことも研究されて、もしかしたらされているのかもしれませんが、そういうことを参考にされたとか、そういう言及はなかったので、そういう類似例を見ていくというのも一つやり方ではないかなと感じた次第であります。

それから、シビアアクシデント時の放射性物質放出に係る規制高度化研究事業、私は名前すらなかなかきちんと言えないところがございますけれども、以前に私も一度、原子力

規制委員会の事業レビューに参加させていただいたことがありまして、そのときから比べますと、この研究事業が全体的な位置づけの中でどういうところを問題意識にしているか、あるいは政策にどのように結びつくかということが非常に分かるように御説明をされていたと思います。もしかしたら研究のタイプであるとかが違うのかもかもしれませんが、一番初めに参加させていただいたときは、研究そのものに非常に御説明の重点が置かれていましたので、なかなかその研究を理解することも難しいし、それがどのように位置づけられているかというのが分からなかったのですけれども、今回は御説明の中で、それが政策にどう結びつくかというところは非常に包括的に理解ができたということは非常に良かったなと思います。

ただ、やはり残念ながら、研究の質とかというものが素人としては非常に分かりづらいところがありまして、これはこういうプロセスでの本来の趣旨ではないのかもしれないのですけれども、原子力規制庁のいろいろな研究の中で、類似の研究はあるのかとか、その中でこれはどのくらい期待をされているのかとか、内部でどのような評価をされているのかというのは、もしかしたらこれは求められていることではないので、ちょっと無理なお願いをしているのかもしれませんが、そういう全体の位置づけの中で、この研究をどのようにほかの研究にも生かしながら活用しようとしているのかというところももし御説明いただくと、分かりやすかったかなと思いました。これはただの個人の感想でして、お願いというよりは、そういう感想を抱いたということで御理解を頂ければと思います。

私のコメントは終了いたします。どうもありがとうございました。

○山中委員長

どうもありがとうございました。

続きまして、中空委員、よろしく願いいたします。

○中空委員（外部有識者）

ありがとうございます。

BNPパリバ証券、中空です。

この度、このような機会を頂戴いたしまして、本当にありがとうございました。

私は、原子力規制庁の行政事業レビューに参加させていただいたのは初めてなのです。ほかのものは何個も入っていて、原子力規制庁だけ特別だなと思ったことが何個かありまして、場所がここだったということもちょっと違いますし、あと、最初にどの話を今年の行政事業レビューとしてかけるかということ話し合う、12個の中からどれにしますかという会が中継されているという体験も私は初めてでした。しかも、講評が終わって、このようにもう一回集まりましょう、そして皆様に対して何か報告をということも初めての体験でして、先ほど来、皆様がおっしゃっている透明性というのは、その辺からもかなり担保されているのかなと感じた次第です。元々難しいことをやっておられるので、全てが全て分かるわけでは決してないのですけれども、世の中に出していこうという姿勢そのもの

はとても感じられたと思っています。

原子力というのは、私自身はリソースの少ない日本においてとても大事なものだと思っていますが、一方、世の中の流れは原子力に大変厳しくなっています。私はずっとクレジットアナリストをやっていて、同時にESG（環境・社会・ガバナンス）アナリストをやっているのですが、ESGの世界では原子力というのは受け入れたくないという人たちも相当程度いまして、一方、日本では必要だと。そういう差があるときに、やはり日本、特に原子力規制庁の方々からは、より安全であるということや、安全がどう担保されるかということを経世界的にも発信していただく必要があるのだと思います。

原子力というのは私たちは不幸にも喫緊で事故を体験してしまったことがあるので、これをネガティブなことだけにしないためには、よりよく発信をしていただくことが必要だろうと思います。

そのためには、今回、行政事業レビューでやりました広聴・広報についてというところも、誰向けの広報かということがもう少し精緻化されていくといいなと思います。その意味では、周知徹底ということや、今のままだとどれだけいいものを作っていたとしても、そもそも原子力に興味がないという人が大宗だと思っていて、原子力規制庁のホームページに入りましょうなんていう人がそんなにいるわけがないということを考えると、例えば小学校とか中学校とかで何かのカリキュラムに入れられないかとか、そういったことだっで考えていく必要があるのではないかと私は思います。

言い方が悪いですけども、半ば強制的にここを見なければいけない、勉強しなければいけないというスキームを作ることも一つなのだろうと思います。それをしておかないと、一方的に原子力はよくないことだという流れの中で、なぜ日本は原子力を持っているのかということについて説明ができなくなっていくことが嫌だからです。ですので、こういった世の中の流れを十分踏まえていただいた上で、どのように広報していくことが必要かということを考えていただきたいというのが1点目。

それから、もう一点はデータベースの構築です。私は様々な国の仕事をさせていただいていますが、方々で目につくのは、様々なところで以外にも日本はデータが不足しているということです。いろいろなところでデータが不足している。原子力に関してはこのような立派なところがあるので、データ化できること、データベース化できることについては、できるだけしておいていただきたいと思います。それが後世へのとても大きなプレゼントになっていくと考えるからです。これが二つ目です。

あと、研究事業について1点だけ申し上げたいと思います。

質の高い研究やそれに基づく技術の進展ということはとても大事だと思います。その技術について、全部国民にプレゼンしましょうというのはとても難しいし、そんな話ではないと思います。ただ、いろいろなことに頭を突っ込んでいる者からすると、例えば大学ファンドだとか、官民連携でやりましょうだとか、様々な技術についていろいろな分野でお金を投下しようとか、日本はしていると思うのです。是非有機的に結び付けられるような

ことを考えていただきたいなと思います。

一つの技術がそただけで完結するものではないようにするにはどうしたらいいか。もちろん原子力規制庁の方だけが考えることではないと思いますが、最終的には有機的にいろいろな技術が結びついて、日本の競争力が上がっていくということに資するように工夫をしていただきたいと思います。

もちろんその前段階として、今回私たちは原子力規制庁がやっておられる高い技術がどうやってより高度化していくか、研究を進めるかという話をしてきたので、それはそれとしてやっていただくこととして、日本全体の競争力に資することを考えていただくということがもう一つ大事かなということです。

私からは以上です。ありがとうございました。

○山中委員長

どうもありがとうございました。

それでは、ただいま皆様から御講評を頂きましたけれども、原子力規制委員会側から御意見、御質問等がございましたらお願いしたいと思っておりますけれども、よろしく願います。いかがでしょう。

○田中委員

御講評、コメント、どうもありがとうございました。

これまでもアウトカム指標をどのように考えるのかという観点でコメントいただいたことが何回かあったかと思えます。なかなか口で言うのは簡単ではあるけれども、具体的にどのようにアウトカムをやっていくのかが大事であって、具体的にどのようにアウトカムを設定するのが大事だと思います。

また、本日も話がありましたが、安全研究については、スタートするとき、途中での事業等々をして、具体的なこと、また研究についても、途中のプロセスを見るのだとかが大事だと思ひまして、やはり皆さんが言われるように、具体的なものに対してどのように我々としてアウトカムを設定して、それを評価して、いかにPDCAを回すのかが大事だということの本日、またそれを更に深く感じたところでございます。

どうもありがとうございました。

○山中委員長

そのほかいかがでしょう。

○杉山委員

委員の皆様から貴重なコメントを頂きまして、誠にありがとうございます。

まず、広報活動に関して、我々、特に最近、高経年化の議論などの中でも、分かりやすい説明を世間に対して心がけようという認識は、この原子力規制委員会、原子力規制庁の中で共有できていると思っております。ただ、実際の取組と申しますか反映はまだまだ難しいところでもあります。

私個人の話になりますけれども、長い期間、安全研究に従事してきたのですけれども、

規制研究、安全研究というのは人知れず社会を支える存在であって、世間の注目を浴びたらおしまいだという認識が実は昔はあったのです。実際そのとおりの状況に今、なっ
てしまっていて、今はそんなことは言っていられない状況になって、いろいろな人に情報を発信するのですけれども、私はこの規制委員になる前、原子力規制庁のウェブサイトは専門
家として、専門的、正確な情報を取得するためにいろいろ見ていました。ですから、そ
ういう役割も間違いなくいまだに持っているはずで、それと同時に、より一般的な人たち
に対して分かりやすい説明を提供する。非常に難しく、一つの方法は、いろいろな入り口
を設けることかなと思っています。つまり、全体像を広く浅くてもまず認識したいとい
うような方に対する入り口と、個別のトピックに対して回答を与えられるような入り口と、
最終的には技術者、専門家にも堪えられるような説明に、参考文献といいますか、たどり
着くような形がいいとは思いますが、とにかくいろいろまだまだ努力過程ですの
で、これからも引き続きよろしくお願いします。

あと、研究ですけれども、安全研究、課題の選定ですとか、その成果がどんな意味を持
つのかというのは、報告書を見て分かるかといったら難しいかと思います。それは同業者
同士でも、必ずしも自分の専門分野でなければ分からないという状況があるかと思
います。もちろん我々が原子力規制庁の中に安全研究の部門を持ってやっているのは、
成果を出すためではありますが、人材育成のところもかなり多くて、分かっていない問題が生
じたときにきちんと対応できる人材を育成する。

あとは、最初の広報の課題とも通ずるところがあるのですけれども、きちんと説明でき
る人材を育成する必要があるかと思っていて、成果についてそれが何の意味があるの
か分からないというのに対しては、委託研究でそこまで報告書に求めることはでき
ないのですけれども、委託研究の成果に対してきちんと説明するというのは、この
原子力規制委員会、原子力規制庁の役割だと思っています。

引き続き励みますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○山中委員長

そのほかいかがでしょう。

どうぞ。

○伴委員

委員の伴でございます。

皆様、本当に今回はありがとうございました。ひとつひとつの中身をものすごく丁寧
に見ていただいて、本当にポイントを押さえた結構痛いところを突かれたコメントを頂
いたと思っております。その意味で、今後の参考にしたいと思っております。

広報に関して、別に今回レビューしていただいた範囲ではなくて、むしろそれを超
えて更に御助言を頂ければと思うのですが、例えば民間企業の広報を考えたときに、
まず自分たちの製品であったりサービスというものを知ってもらう段階があり、それ
を好きになっ

てもらふためにはどうしたらいいか。最終的には、ブランドのイメージをどうやったら高めていけるかということを考えるわけですが、その段階に応じて適切な広報戦略を立てて、具体的なことをやっていくとなるのだと思うのですが、原子力規制委員会、原子力規制庁はどうしても行政機関ですので、そここのところが難しいなど考えることがあります。というのは、民間であればかなり思い切った、場合によってはバズることを狙って尖った広報戦略を取ることはできると思うのですが、行政機関としてはなかなかそれが難しい。

また、ターゲットを絞るというのは大事なのですが、特定のターゲットに特化してしまう、少なくともある期間特化してしまうということに関して、行政機関としては、それは広く全部押しなべてやらなければいけないだろうという御批判を頂いたりする。だから、なかなか思い切った戦略を取りにくいというところがあるのですが、そこに関してもし御助言を頂けると非常に助かります。

○山中委員長

有識者の皆様、いかがでしょう。

○吉田委員（外部有識者）

吉田です。

明確な答えがあるわけではないのですが、非常に専門領域として高度な専門領域のことを取り扱っているということになりますけれども、そういった場合には、一般向けと専門家向けみたいな形で、二つの方向できちんとアプローチしていくということが考えられるかなと感じております。

あと、最初にお話しされていた製品とかサービスについても、認知されて、実際に使ってもらって、好きになってもらって、ブランド力を上げていただいているというお話でしたけれども、原子力規制委員会としては当然、大分透明性の高い組織であると私は感じてはいるのですが、ただ、今回初めて原子力安全規制情報広聴・広報事業の事業報告書を拝見させていただいて、アンケートの方もじっくり読ませていただいたのですが、それを拝見する限りではまだ認知の段階にあって、それを向上することが先決かなとは感じております。

私からは以上です。

○伴委員

ありがとうございます。

○石渡委員

委員の石渡でございます。

今回は貴重な講評を頂きまして、どうもありがとうございました。

私は、この原子力規制委員会の中で地震・津波に関する審査を主に担当しておりまして、これは皆様すぐお分かりのように、一般の方に説明するのは非常に難しい分野でございます。そういう点で、情報を分かりやすく発信するということがどれだけ大変なことかと。

しかし、どれだけ重要なことかということ、いつも認識しているところであります。

特に今回、原子力規制委員会、原子力規制庁の透明度ということについては高い評価を皆様から頂いたと考えておるのですけれども、分かりやすさという点ではやはりまだ問題が大きいということはそのとおりだと思います。例えばホームページにつきましても、2～3年前に大幅にモデルチェンジしまして今のホームページになったのですが、それでも私自身にとってもまだ使いにくいのです。それは毎回毎回担当者の方にいろいろ申し上げているわけですが、必要な資料がどこに格納されているか、どういうタイトルの下にそれがあつかうところか、おおよそ関係のないようなタイトルのところにその資料があつたり、まだ結構そういうところがございます、しかも検索をしてもなかなかそれが見つからないということもございます。

そういう点は、ひとつひとつ解決していくしかないものが結構多くて、すばっと何か妙案といいますかそういうもので一度に改善できるようなものでは多分ないのだろうなと思っております。そういう点は、皆様の御意見を受け入れながら、継続して努力していくことがどうしても必要だろうと考えております。

取りあえず以上です。

○山中委員長

ありがとうございます。

委員長の山中でございます。

本日はお忙しい中、対面での御講評をお願いいたしまして、本当にありがとうございます。

本年は、広報という絞った分野と研究事業の中の一事業を評価いただいたわけでございます。

広報の在り方というのは、非常に長年来、原子力規制委員会にとっても重要な課題でございます。最初の10年間というのは、まず皆さんに全てを見ていただくという、そこを一番重視をいたしまして、透明性を高めて、審査会合あるいは原子力規制委員会全てを見ていただくという、その点に重きを置いて活動を続けてきた次第でございます。したがって、確かに透明性は高いという評価を頂いたところでございますけれども、科学的な話、あるいは技術的な話が大半でございますので、分かりやすさという面では非常に欠けているところがあるかなということで、昨年9月から私は委員長に就任いたしまして、情報発信と対話が非常に重要であるということを職員の皆さんにもお話をさせていただいて、できる限り分かりやすい情報の発信の仕方、あるいは資料の作り方ということの工夫を続けているところでございます。

この原子力規制委員会の資料も、国民の方から見て分かりやすい資料を1～2枚概要をつけていただくような習慣を今、取っているところでございまして、少しずつそういう努力を続けてきておりますけれども、ホームページも話題に上っておりますけれども、なかなか取っつきにくいホームページでございます。生の情報が非常にたくさん入っており

まして、これは長年の課題でございますけれども、検索性も悪い。それから、どなたが関心があるのかということで、どこにどうアクセスしたらいいのか。

例えば私、大学におりましたら、関心を持たれるのは学生さん、保護者、教員、企業の方、ホームページのトップにその方向けのボタンがございまして、先ほど委員から御指摘がありましたようなNRCでスチューデントなんていうボタンがある。そこまでなかなか私どもは工夫が至っていないところでございますし、データベースのきちんとした整理も今、進めているところでございまして、この辺り、これからも工夫をしていきたいなというところでございます。

また、電話による応対、あるいはSNSによる疑問に対してのお答えというのをやっているわけでございますけれども、コールセンターあるいはSNS、トラブルが発電所あるいは原子力施設でございますと、非常に大きな数字になります。できるだけ速やかにお答えをする、あるいは御不安に答えるというような努力はしておるのですけれども、この辺りもまだまだ工夫のしようがあるところかなと思っております。

一方、研究の側面でございますけれども、お褒めいただいた点としては、研究同士の相関が大分分かりやすくなったという点と、今年のテーマは比較的分かりやすく説明されていたという評価を頂きました。御意見の中で、研究のレベルそのものを上げていく必要があるのだという御意見も頂きまして、この点については今、研究グループは150名程度所属してございます。原子力規制庁の職員が1,000名でございますから、そのうちの1割強が研究職でございまして、そのうちの半数が若手でございます。毎年5名程度、若手の研究職員が入庁いたします。その大半が修士課程を卒業した学生でございます。

そういった研究者を一人前のレベルに育てていく、学位を取らせる、あるいは研究論文を書いていただくということも我々の非常に大きな務めであるし、研究レベルの底上げは必要であろうと思っておりますし、もちろん論文そのものもそうですし、論文の質を上げていくということの努力を今、続けているところでございます。

毎年、研究者1人当たり一つの論文を書くというのが目標でございますけれども、まだまだそこまでは至っておりませんが、大分レベルは上がってきているかなと思えます。

また、我々は研究をする以上、規制への研究でございますので、規制に反映していけるかどうかということも非常に大切でございますので、この点については、事後評価と加えて追跡評価というものも研究事業が終わった後、何年かにわたって評価をしてございます。もちろん事後に論文が出たというケースもございまして、事後に規制に反映されたというケースも多々ございますので、そういうこともここ数年来、工夫をして、規制にいかん研究が反映されたのか、あるいは、規制に反映できるような事後の活動もしていただきと研究者にはお願いをしているところでございます。

非常に貴重なコメントを頂きましたけれども、委員から幾つかコメントが出ましたけれども、皆様、何か追加で御意見等ございましたら、少し頂ければと思っておりますけれども、い

かがでございましょうか。

よろしく申し上げます。

○茶野委員（外部有識者）

委員の方々からコメントいただきまして、大変ありがとうございました。

広報について今、お話を伺っていて一つ思ったのですけれども、この前もうちの財団でSNS上のディスインフォメーションについてのワークショップをやっています、誰でも簡単にだまされてしまう。ディスインフォメーションというのは、間違っただけを正しいと思って伝えてしまうことがあったり、あるいは正しい情報なのだけれども、それをわざわざミスリーディングするように伝えることで、全く違った印象を相手に与えてしまうとか、昔からそれはあったわけですが、今、SNSの発達によって非常に多発しているということを問題としてワークショップをいたしました。

今、お話を聞いていて思ったのですけれども、情報の正確性、正しさと言ってしまうとまた科学者の皆さんはどうなのかと思われるかもしれませんが、信頼性・正確性というものをこの原子力規制庁のウェブサイトで持っているというのは、非常に貴重な、何か原子力のことがあって分からないときにこちらに行けばいいと。先ほど山中委員長からも、何か事故があったとき等には非常にお問合せがあるというお話がありましたけれども、こういう世の中であるからこそ、正確な情報を中立的な立場でお伝えいただけるというそこをもしかしたらもう少し強めに訴えることももしあったらいいのかなと、素人ながらで申し訳ないのですが感じた次第で、付け加えられればなと思いました。

ありがとうございます。

○山中委員長

ありがとうございます。

分かりやすい資料ということと科学的な正確性、科学的な正確性が失われてしまいますと、一見分かりやすくても、それは誤った情報ということになりますので、我々そこはやはり譲れないところがございますので、正確性を最重視して、できる限り分かりやすい資料、情報発信の仕方という、この辺りは工夫をしていきたいと思っております。ありがとうございます。

そのほか、皆様の方から何か。

どうぞ。

○飯島委員（外部有識者）

先ほど行政組織としてターゲットを絞って発信するには、外部からの批判もある可能性もあると。民間企業と同じようにできないというようなお話で、確かにそういう面はあるかと思うのです。

ただ、一方で、今回、広聴・広報事業でのレビューによると、先ほどからもお話があるように、何か事故があったときに問合せ件数が非常に多くなる。そういった案件を過去のも遡って例えば整理して、そして一般の方も分かりやすいような形でホームページ上でも

情報公開するというような形をやりつつ、行政組織として何か積極的に発信することを併せてやっていくという形であれば、バランスを取って一方的にやっているわけではないという形になるのではないかなと思います。ですので、そこはやはりバランスの問題ですけれども、過去の事例を整理しつつ、新しい取組を同時にやっていかれるというのも一つの考え方かなと感じました。

以上です。

○山中委員長

ありがとうございます。

いわゆるホームページのありよう、あるいはSNSの使い方というその辺り工夫をしながら、トラブルがあったときにはスピード感も大切ですが、正確性を失わないようにしながらやっていかないとはいけませんし、ホームページの分かりやすさということも工夫していかないとはいけないと思っております。ありがとうございます。

そのほか皆様から何か追加でコメント等ございますか。よろしゅうございますか。

何かそのほか委員の方あるいは事務局の方から御質問、コメントございますか。よろしいでしょうか。

それでは、本当に本日はありがとうございました。外部有識者の方々におかれましては、原子力規制委員会の活動に対しまして、本日、貴重な御意見を頂きまして、本当にありがとうございました。

それでは、本件はこれで終了にいたしたいと思っております。原子力規制庁は、外部有識者の講評も含めまして令和6年度概算要求を行うようお願いをいたします。

以上で議題1を終了いたします。ありがとうございました。

それでは、次の議題は「特定帰還居住区域における放射線防護対策」です。

まず、放射線防護企画課の新田課長から本件の趣旨について説明をしてもらった後に、内閣府原子力災害対策本部原子力被災者生活支援チームの片岡事務局長補佐から説明をお願いいたします。よろしく申し上げます。

○新田長官官房放射線防護グループ放射線防護企画課長

放射線防護企画課長の新田です。資料2について説明させていただきます。

資料2、1ページ目、趣旨にございますとおり、本年6月の第17回原子力規制委員会におきまして、内閣府原子力被災者生活支援チームが、帰還困難区域において新たに設定できることとされました特定帰還居住区域における放射線防護対策の基本的考え方について説明されまして、原子力規制委員会から意見を述べたところでございます。

それを踏まえまして、支援チーム等が作成いたしました特定帰還居住区域における放射線防護対策（案）について支援チームが説明して、原子力規制委員会の意見を求めるものでございます。

以降、支援チームの方から資料の説明を頂きます。

○片岡内閣府原子力災害対策本部原子力被災者生活支援チーム事務局長補佐

ありがとうございます。

内閣府原子力被災者生活支援チーム事務局長補佐の片岡でございます。よろしく申し上げます。資料2につきまして御説明申し上げます。

本年6月21日の第17回原子力規制委員会におきまして、「特定帰還居住区域における放射線防護対策の基本的な考え方（案）」についてお諮りさせていただき、御了解を頂きました。今回は、その基本的な考え方に基づきまして、特定帰還居住区域の放射線防護策を文書にまとめましたので、改めて専門的な見地から評価等を頂きたいと思っております。

資料の2ページ、別紙と右肩に書いてございます。

今回お諮りしたい文書は、別紙の資料としまして2から7ページにございます「特定帰還居住区域における放射線防護対策について（案）」という資料でございます。文書の構成ですけれども、検討の背景、防護対策の考え方、防護対策の取組の三つとなっております。

検討の背景につきましては、2ページから3ページの最初のパラグラフまででありますけれども、これまで実施してきていることでございますので、ここでの説明は割愛させていただきます。

3ページでございます。二つ目のパラグラフ「他方」以降に、令和3年8月31日の原子力災害対策本部決定で、「2020年代をかけて、帰還意向のある住民が帰還できるよう、避難指示解除の取組を進めていく」との方針を示したこと、先般の通常国会で福島特措法を改正し、特定帰還居住区域制度を創設したことなどを書かせていただいております。今後、対象の自治体が計画を作成し、総理大臣が認定することで、除染、インフラの整備が実施されていくこととなります。今回はこうした取組を踏まえ、特定帰還居住区域における放射線防護策を検討したものでございます。

二つ目の、に参ります。次が放射線防護対策の考え方であります。

今回も拠点と同様に、避難指示解除後に住民が帰還し、日常的な生活を営むことを念頭に考えてございます。

二つ目の最初のパラグラフの2行目のところになりますけれども、平成25年11月20日に原子力規制委員会で定められました帰還に向けた安全・安心対策に関する基本的考え方に従いまして、住民個人の被ばく線量に着目していくこと、そして、3ページの下から二つ目の「さらに」から始まるパラグラフに書いてございますけれども、個人が受ける追加被ばく線量を長期目標として年間1mSv以下になることを目指していくこと、この二つについてしっかりと堅持してまいります。

少し戻りますけれども、ポツが二つ並んでいるところに拠点区域の解除の取組によって出てきている状況の変化について書かせていただいております。

一つ目は、自然減衰、除染によりまして、空間線量が減少していること、

二つ目は、拠点解除の際に設置されました除染検証委員会の開催により、各自治体とも科学的な検証システムが確立し、実情に応じた放射線防護対策が既に行われているという

こととさせていただきます。

4 ページに移っていただければと思います。

拠点の際にはなかったこととしまして、帰還困難区域への自由な立入りを求める住民の声があり、また、原災本部（原子力災害対策本部）決定の際の地元自治体と協議しながら必要な対応を行うということを踏まえた対策とさせていただきたいと思っております。

3. は取組の内容となります。

パラグラフの2行目から6行目にあるとおり、基本的考え方に基づき、住民の日常生活における被ばく線量の低減や放射線の健康不安などに可能な限り応えるための対策を引き続き講じていくこととします。

今回の取組は、以下（1）、（2）、（3）となっておりますけれども、これは拠点の防護策と同様の柱立てとなっております。今回は、実際の取組内容については例示とさせていただいておりますけれども、平成25年に原子力規制委員会で決定いたしました基本的考え方の別紙をそのまま本文書の別紙としてつけさせていただいております、様々な対策を見ることができるようしております。

これらの例示につきまして、必ずしも記載の取組の全ての実施を求めたり、記載のない取組の実施を妨げたりしないと書かせていただいております、各自治体において柔軟な防護策ができるようにしてございます。

4 ページの最後の部分ですけれども、先ほどの帰還困難区域への自由な立入りを求める声に対応し、空間線量率の状況や自治体の意向も踏まえ、帰還困難区域においてバリケードなど物理的な防護措置を実施しないことを可能にするという一文を入れさせていただいております。

続きまして、別添のパワーポイントの資料を御覧いただければと思います。通し番号で8 ページ以降であります。

改めまして、この別添の資料は、今回お諮りする別紙の資料の2. と3. を主に御説明するものであります。

9 ページから18 ページまで、まずは前回の議論の振り返りということで、簡単に御説明させていただきます。

10 ページでありますけれども、黒枠で示されました帰還困難区域の空間線量率といたしましては、2011年当時、赤色、オレンジの部分が年間50mSv以上の地域がございましたけれども、11年以上の時間が経過したことに伴いまして、自然減衰などによって空間線量率が下がっています。

11 ページでございます。今年度到大熊町や双葉町の一部地域で先行的な除染に着手する予定の行政区をお示しさせていただきました。ピンク色が行政区、赤色が2022年に避難指示を解除した特定復興再生拠点区域となりますけれども、対象区域の放射線量の状況を御確認いただきました。

12 ページでございます。特定復興再生拠点区域における除染作業などによりまして、空

間線量率が50～70%程度低減したという実績を御確認いただきました。

続きまして、13ページでございます。JAEA(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構)による被ばく線量の評価のシミュレーションによりますれば、帰還困難区域とされていた場所での生活におきまして、年間の追加被ばく線量は、政府の長期目標である1 mSvを下回る結果となるケースもございました。

14ページを御覧ください。帰還困難区域を抱える自治体におきましては、避難指示解除に際しまして、除染作業に対する住民の方の不安の声に対応する、こうした観点からそれぞれ独自に有識者等による除染検証委員会などを設置してございます。

15ページを御覧いただければと思います。これまで各自治体の除染検証委員会などが、除染の実施状況や空間線量率などを踏まえまして、放射線防護に関する提言や報告を行ってございます。

16ページであります。放射線リスクコミュニケーション相談員支援センターでは、相談員や自治体の職員のリスクミ活動に対する様々な支援を実施しております。

17ページでございます。避難指示解除などに関する住民説明会の場におきまして、住民の方々から自由な立入り、いわゆる立入規制緩和を求める声も頂戴してございます。政府方針におきまして、立入規制緩和について検討する旨を言及させていただいております。

18ページであります。先ほどおさらいさせていただきました実態を踏まえまして、こちらが前回御提示させていただきました放射線防護対策の基本的な考え方でもございまして、先ほど御説明した対策(案)につきましては、これに基づいて作成させていただいております。

19ページでございます。前回、委員の皆様から御指摘いただきました防護対策に関する主な御指摘を、■でそれぞれに対応する方針を矢印で示してございます。

まず、一つ目の■でありますけれども、特定帰還居住区域の放射線防災対策については、区域に政策上の違いがあったとしても住民が居住するという観点において特定復興再生拠点区域と同様であるため、放射線防護対策についても共有した措置が必要だという御指摘を頂きました。

これにつきまして、その下の矢印におきまして、特定復興再生拠点区域での放射線防護対策と同様に、平成25年に原子力規制委員会から示されました帰還に向けた安全・安心対策に関する基本的考え方に基づいた対策とすることとしております。また、先ほど御説明したようなこれまでの自治体の取組の知見を生かしながら、住民の方と丁寧にコミュニケーションを取って、不安払拭に取り組んでまいります。

次に、二つ目の■、除染・解除後であってもホットスポットが見つかった場合には、実際の線量を把握した上で、除染などの対応が必要という御指摘を頂きました。

こちらにつきましても、これまで同様、住民の方から不安の声などがありますれば、関係省庁と連携して臨機応変にフォローアップ除染などの対応をしております。

最後に、三つ目の■であります。立入規制緩和について柔軟な放射線防護対策を講じる

に当たっては、住民や自治体、専門家の意見を聴いて、具体的な方法を考えるべきという御指摘を頂いてございます。

こちらにつきましても、空間線量率の状況や自治体の意向も踏まえながら、丁寧な対応を行ってまいります。

こうした御議論を踏まえまして、4ページの「3. 特定帰還居住区域における放射線防護対策の取組」におきまして、各自治体の実情に応じた放射線防護対策を柔軟に講じる旨と、その取組の例などを記載させていただいております。

おめくりいただきまして、20ページ以降につきましては既に先ほど御説明させていただきました2～7ページの別紙の資料のポイントでございますので、説明は省略したいと思います。

私からの説明は以上となります。

○新田長官官房放射線防護グループ放射線防護企画課長

放射線防護企画課長の新田です。説明を補足します。

資料の2ページ目、別紙ですけれども、作成の省庁の中に原子力規制庁が入っております。これは資料の4ページ中段、例えば(2)住民の被ばく線量の低減に資する対策で、線量マップの作成ですとか個人線量データ等を用いた生活パターンごとの被ばく線量推計など、原子力規制庁として取り組むと考えているものも入っているということで、名を連ねているというものでございます。

以上です。

○山中委員長

ただいま御説明いただきました資料につきまして、御質問、御意見等ございますでしょうか。

○伴委員

前回御説明いただいた方針は、基本的に妥当なものであるというコメントを差し上げて、それが今回こういう形でこの資料に落とし込まれているということを確認いたしました。内容としては妥当なものだと思いますけれども、私がこの資料を拝見して一番印象に残ったといいますか適切だなと思ったのは、4ページの3. のところに具体的な取組が書いてあるのですけれども、全て例という形で書いてあるのです。つまり、行政区ごと、世帯ごと、ひいては個人ごとに事情が異なるので、そのニーズをしっかりと踏まえて、具体的な取組をやっていく、展開していくということの表れだと思っておりますので、正にそのように進めていただきたい。

恐らく、そういった具体的にどういう取組をするかというのは、自治体を中心になってくると思いますので、自治体を国としてしっかりサポートして、少なくとも足を引っ張るようなことのないように、むしろ自治体の取組をエンカレッジできるように、しっかりとサポートを続けていただきたいと思います。

以上です。

○山中委員長

いかがでしょうか。

○片岡内閣府原子力災害対策本部原子力被災者生活支援チーム事務局長補佐

今の御趣旨を踏まえまして、しっかり説明もしますし、サポートしたいと思います。ありがとうございます。

○山中委員長

そのほか御質問、御意見ございますか。

○田中委員

住民の個人線量に着目することを基本として、4ページの(1)、(2)、(3)と書かれていることを理解いたしました。

また同時に、4ページ真ん中辺り、各自治体の実情に応じた放射線防護対策の取組を柔軟に講じることと書かれていることも大変重要なことということをして私として理解いたしました。

○山中委員長

そのほかいかがでしょうか。

○石渡委員

パワーポイントの資料の19ページのところで、先ほど御説明がありましたけれども、ホットスポットにつきましては、一度除染とかした後でも、例えば大雨が降ってふだん水が流れないようなところに流れてきて、そういうところに線量の高い物質がちょっと濃集するということとなきにしもあらずなのです。ですから、ホットスポットというのは、必ずしも一度除去すれば完全になくなるというものではなくて、新たにできることもありますので、そういう点で、住民の方にとっては、そういうものがもしあると不安になるものだと思うのです。

ここにホットスポットに対する不安の声などがあれば除染などの対応をしていくということなのですけれども、この区域内というのは、定期的にモニタリングはやるわけですね。

○高砂内閣府原子力災害対策本部原子力被災者生活支援チーム参事官

モニタリングは定期的を実施、航空機モニタリングも含めてやっていますので、やられるものと思っておりますし、正に住民の方が特に気になる方については、御自身でお計りになっていたりします。したがって、不安の声と書かせていただいておりますけれども、実際、高めだと自分では思うので対応してくれないかという御連絡を頂ければ、今でもやってございますけれども、環境省の方で出かけていってきちんと除染をするという行為はさせていただいておりますので、同じような形でやらせていただく形になろうかと思っております。

○石渡委員

それはそのようにしていただくのは結構だと思うのですけれども、不安の声がたとえなくても、モニタリングでそういうものが少し高いところが見つかったといったならば、臨

機応変の対応していただきたいと思っております。

以上です。

○片岡内閣府原子力災害対策本部原子力被災者生活支援チーム事務局長補佐

御趣旨を踏まえてしっかり対応したいと思います。

○山中委員長

そのほかいかがでしょうか。

どうぞ。

○杉山委員

今回、文書化していただいた中で、前回、原子力規制委員会から出したコメントも反映していただいたものと認識しております。ありがとうございます。

全く別の観点の質問なのですが、今回、これまであった拠点区域に加えてこういった特定帰還居住区域というものを連続的に周辺にだんだん拡大していく方向かと思うのですが、将来的に今回設置する特定帰還居住区域というもの、こちらに対して放射線防護に対する支援だけではなくて経済活動支援のような、要は拠点地域と同等の扱いといたしますか、格上げするようなことというのはあり得るのですか。

○高砂内閣府原子力災害対策本部原子力被災者生活支援チーム参事官

原子力被災者生活支援チーム参事官の高砂です。

御質問ですが、拠点と特定帰還居住区域は考え方が若干違ってございまして、拠点はまちづくりとか移住とかそういうものも入っていて、正におっしゃるように経済活動も含めた再生を目指すということになっていきますけれども、特定帰還居住区域はお帰りいただくということが主眼になっています。

ただ、この特定帰還居住区域は、拠点など既に解除したところと一体的な経済圏を構成することで元の生活に戻っていただくということを目的にしておりますので、そういう形で地域経済の再生を目指していければと思っております。

○杉山委員

ありがとうございます。

恐らくは元々の経済活動の中心といたしますか、元々の状態に戻していくというようなイメージが進められているということかと思ったのですが、ただ、実際そうやって人が帰るエリアというのが段階的に広がっていく過程で、事故前とは違った経済拠点が分布するような再発展の仕方もあるのかなと思って、ただ、その辺は今後もっと長い目で見て、改めて判断することかなと思いました。

ありがとうございます。

○山中委員長

そのほかよろしいでしょうか。

個人の住民の方の被ばく線量の把握あるいは管理を基本として、空間線量の状況あるいは自治体の要望に応じて対応を取っていくという方策は結構だと思います。特に昨年来か

ら私自身、福島第一の発電所のサイトの方に頻繁に調査に入っているのですけれども、その周りの状況を見ますと、バリケードがまだ残っていたりとか、少しずつ復興が進んでいるなという印象を受けたのですけれども、そういう物理的な障壁がまだまだ印象としてはある。やはり自治体等、あるいは住民の方の要望があれば、状況に応じて対応いただくという方針になっておりますので、非常にいいことかなと感じています。原子力規制委員会としての前回の意見も反映されていると思いますし、私自身、この方向で進めていただければと思っております。

それでは、示された案、平成25年の基本的考え方に沿った方向でまとめられていると考えてよろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○山中委員長

それでは、特定帰還居住区域における放射線防護対策について、平成25年の基本的考え方に沿った方向でまとめられているものと認めたいと思います。

以上で議題2を終了いたします。

次の議題は「原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイドの改正」です。

説明は、核燃料施設等監視部門の大向管理官からお願いいたします。

○大向原子力規制部検査グループ安全規制管理官（核燃料施設等監視担当）

核燃料施設等監視部門の大向でございます。

資料3に基づきまして御説明したいと思います。

運用ガイドの改正ということでございまして、本年6月7日に改正案を示させていただいて、パブコメ（パブリックコメント）をした結果が取りまとまりましたので、別紙1の方が意見に対する考え方、これの了承を得ることを諮りまして、了承いただきましたら、ガイドの改正案、別紙2でございまして、こちらを付議して決定いただきましたら、次のステップに移るというものでございます。

まず、意見自体は5件ございました。別にもう1件、このガイドとは関係ない御意見も頂いておりますが、これは対象外ということにしております。

2ページ目に移りまして、本日もし御決定いただきましたら、この後、政令第41条非該当使用者とか核原料物質の使用者の皆さんに対しまして、説明会の実施等によりまして中身を周知してまいりたいと考えてございます。

それでは、まず考え方です。別紙1、4ページをお開けいただきまして、こちらを説明したいと思います。

まず、整理番号1番の御意見は、ガイドの方が例えば校正等は認定を受けた機関により実施されることを必ずしも求めるものではないとか、外部に測定を委託した場合の測定器の校正等を適切に行っていることを確認することが望ましいとか、校正等は毎年必ず実施することを求めるものではなくというような、こういう表現に対しまして、もっと厳密に

すべきではないかという御意見を頂いたかと思えます。

それに対して、考え方ですけれども、そもそも非該当使用者等というものは、ものすごくいろいろな使用者がございまして、たくさん持っていて、たくさん使っているとか、あるいは少量しかなくて、もう瓶等に入れて全く使わず、保管だけをしている者とか、いろいろな者がございます。測定器自体も多種多様であって、測定の目的とか対象に応じて必要な精度が異なるということでございますので、その必要な精度に対応しているということが説明できる場合には、適切な運用であると考えてございます。

利用形態がいろいろ異なるというところがポイントでございますので、それぞれ使用者等が自らの施設の状況を踏まえて適切に取り組んでいただく際の例として、あくまで示しておりますということでありまして、頻度についても同様の考え方なので、以上より原案のとおりとしたいと考えてございます。なお、これらの状況については、検査等で適切に見てまいりたいと考えてございます。

それから、4ページから5ページにかけて2、3、4と御意見がございまして、こちらは同様の改正、RIの方（放射線の量等の測定の信頼性確保のための放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則の一部を改正する規則）は法令の改正がありまして、本格施行が10月1日ということでございますので、こちらのガイドの施行日も10月1日にしてほしいという御意見でございました。

まず、このガイドに該当する規則、使用規則、それから核原料規則の放射線測定器の機能維持等に係る考え方の案、こちらも例を示したということで、経過措置期間を設ける必要はないと考えております。こちらはガイドでございますので、御決定いただいた後にこの改正内容を周知する必要があると考えておりますので、まずは説明資料を郵送する、それから説明会を開く、質疑応答をする、更には検査側もいろいろな施設がありますので、そのいろいろな施設に対しての検査のばらつきが出ないように、教育をしっかりと行った上で適用していくということでありまして、それらに時間も掛かることから、特に施行日については速やかに御決定いただきたいと考えてございます。

それから、主なところでいきますと6ページ目の8番、改正等と言っていますが、等とは何ですかと。

校正の他、点検というものを考えておりまして、放射線測定器は点検機能を持っている測定器とか、あるいは事業者が自らいろいろな確認をする、このような点検も含んでいるという回答になってございます。

主な意見に対する回答としては以上でございます。

あと、事務局の方の気付きでちょっと直したというのがありまして、25ページの③に「①及び」というのを追記して、関連して後ろも直してございますけれども、①、②、③というのは、①の場合、②の場合、①、②以外の場合と言っているの、「①及び」というのが抜けていると意味がなくなってしまうので、ここを直させていただきましたというような修正でございます。

説明は以上でございます。

○山中委員長

御質問、御意見等ございますでしょうか。

○伴委員

御意見を頂いた中の1番目で厳密性が必要なのではないかというのは、厳密性はある意味大事で、いい加減でいいということではないということですね。本当にいろいろな形態があるので、それに適切に対処できるような柔軟性を確保するために、どうしてもこういう表現にならざるを得ないということだと理解しておりますけれども、だからこそ、前回指摘しましたけれども、検査等で指導する場合に、検査官ごとに言うことが違うとか、やたら厳しいとか、ものすごく適当だとかいうことのないように、そこをそろえるということが重要だと思いますので、そこは今後心がけていただきたいと思います。

○田中委員

今、伴委員も言われたことなのですが、例として示すという書き方かなと思いますが、またどこか別の場所にも、説明資料ということとか、説明会を行うこととか、また検査官の教育を行った検査官が原子力規制検査確認をしていくとか、その辺のところを丁寧に書いているから適切なものかなとも思いますけれども、これからしっかりとやっていただかなければいけないと思います。

○山中委員長

私も1番についてですけれども、事業者の数としては2,000ぐらいでしたか、3,000でしたか。

○大向原子力規制部検査グループ安全規制管理官（核燃料施設等監視担当）

190ぐらいでございます。

○山中委員長

そんなに少なかったですか。それぐらいの数あるということで、非常に種々の施設、あるいは使用者の種類も様々だということで、田中委員も言われましたし、伴委員も言われたのですけれども、保安措置ガイドの考え方として、グレーデッドアプローチという言い方でいいのでしょうか、柔軟性を持った規制をしていくというのは、私は基本的にいいかなと思うのですけれども、あとはやはり検査の中で適切かどうかをきちんと見ていくということだと思いますし、その辺り、検査官ごとのばらつきがないように心がけていただかないといけないですし、当然、施設使用者の方にも周知をしていただく必要があろうかと思えます。

○大向原子力規制部検査グループ安全規制管理官（核燃料施設等監視担当）

核監部門の大向でございます。

いろいろ委員の方々から御意見を頂きまして、承知いたしました。

炉規法（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律）の目的がそもそも放射線障害の防止というのがありますので、それがきちりできているかどうかという観点

からしっかり検査で見て、適切な校正等がなされていることを確認してまいりたいと思っております。

以上です。

○山中委員長

そのほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、別紙1のとおり提出意見に対する考え方を了承してよろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○山中委員長

ありがとうございます。

その上で、別紙2のとおり保安措置ガイドの改正を決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山中委員長

それでは、そのとおりといたします。

以上で議題3を終了いたします。

本日最後の議題は「原子力災害対策指針及び関係規則等の改正案に対する意見募集の実施並びに相対的にリスクが小さい原子力施設等の事業者によるEALの見直しの結果報告」です。

説明は、緊急事案対策室の杉本室長、川崎調整官、反町専門職からお願いいたします。

○杉本長官官房緊急事案対策室長

緊急事案対策室の杉本でございます。それでは、資料4に基づいて御説明いたします。

「1. 趣旨」ですけれども、本件は原子力災害対策指針と原災法（原子力災害対策特別措置法）に基づく通報規則及び原災指針（原子力災害対策指針）の緊急時対応区分、EAL（緊急時活動レベル）の判断基準等の解説について、その改正案と意見募集の実施について了承いただきたいというものでございます。

また、近畿大学原子力研究所など相対的にリスクが小さい原子力施設等について、EALの設定の見直しが完了したことから、併せて報告するものでございます。

「2. 経緯」ですけれども、令和4年6月の原子力規制委員会で、BWR（沸騰水型軽水炉）の特定重大事故等対処施設（特重施設）を考慮したEALにつきまして、事業者との会合を再開して見直すことになりましたけれども、その後、EALの会合（緊急時活動レベルの見直し等への対応に係る会合）で検討を重ねた結果、今般、原子力規制庁と原子力事業者の間で共通認識が得られたため、その方針に沿って指針等の改正を行うものでございます。

なお、特重施設を考慮したEALの見直しにつきましては、既に令和2年度にPWR（加圧水型軽水炉）を対象とした見直しを行っておりまして。今回の改正はPWRのときの改正と同様、既存のEALの枠組み等を変えるものではなくて、BWRの特重施設等を考慮した改正を行うものでございます。

それでは、中身について反町から説明させます。

○反町長官官房緊急事案対策室専門職

緊急事案対策室の反町です。よろしくお願いたします。

おめくりいただきまして、2ページ、3.の具体的な指針等の改正案について御説明させていただきます。

まず一つ目、原子力災害対策指針の一部を改正する告示案、別紙1でございますけれども。大きく二つの改正内容となっておりまして、一つは特重施設である緊急時制御室を追加するといったものでございます。

二つ目としては、記載の適正化ということで、不要な定義規定などを削除してございます。

具体的には6ページを見ていただければと思います。

最初に1.としましてBWRの規定がございましてけれども、②としまして、記載の適正化ということで、指針の冒頭部分に定義の規定がございましてけれども、そちらと重複するということで、不要ですので削除を行っております。

7ページも同様でございます。

8ページを見ていただきますと、こちらが緊急時制御室の追加を行っているところでございまして、真ん中に「、又は」というのがございましてけれども、その前後で二つのことが書かれております。

最初の方は、原子炉制御室、いわゆる中央制御室と原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなるにより原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失することという右側の現行の記載を、緊急時制御室を追加するという改正を行おうとしております。

なお、現行の記載におきまして、原子炉制御室や原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなると、自動的に原子炉を停止する機能ですとか、冷温停止状態を維持する機能は喪失するので、同じことが2回書かれているということがありますので、法技術的な観点ですけれども、重複する不要な記載を削除するといったことを併せてこの機会を捉まえて行ってございます。

なお、こういった変更を行いますと、事業者の方で内容が変わったのかというような誤解を持たれるといけませんので、その辺は指針の解説内規の方で記載を残すという形をして改正を行おうとしております。

また、「、又は」の後半ですけれども、こちらは原子炉施設の状態を表示する装置、パラメーターの表示と警報装置もいずれも緊急時制御室の追加という記載の変更を行っております。

そして、こうした記載の適正化も併せて行ったことによりまして、2.のPWRですとか、おめくりいただきまして10ページ目のナトリウム冷却型高速炉ですとか、11ページの7.使用済燃料貯蔵槽内のみ照射済燃料集合体が存在する原子炉ということで、実用炉で言いますと、新規制基準適合炉が将来、廃止措置段階になったときの区分でございましてけれ

ども、こちらも同様の見直しを行ってございます。

12ページをお願いいたしますが、この7. の施設区分は照射済燃料集合体がプールのみあるということですので、「原子炉若しくは」というのが現行のところにありますけれども、原子炉の異常というのは空集合ということですので、こちらも記載の適正化ということで、併せて削除を行ってございます。

13ページの全面緊急事態も同様に、緊急時制御室の追加を行ってございます。

2ページにお戻りいただければと思います。

続いて、(2)原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象、いわゆる通報規則と呼んでいる規則でございますけれども、こちらを改正する規則案ということで別紙2に掲げております。内容は指針と同様ですので御説明は割愛させていただきますと思います。

それから、3番目としまして指針の解説内規ですけれども、こちらの変更項目は6項目ございまして、いずれもEAL会合で、指針や規則を改正するまでには至らないですけれども、解釈を明文化しておいた方がよいだらうといったものを解説の方に記載することを行っております。

具体的には、例えば一つ目ですと、「全ての非常用炉心冷却装置等」に特重施設等が含まれることを明文化する。

二つ目としまして、「非常用交流母線」への供給設備に特重施設等が含まれる。

「非常用直流母線」への供給設備に重大事故等対処施設が含まれる。また、この場合は、非常用直流母線を経由せずに負荷に直接電力を供給する系統構成の電源も含めるといったことも追記してございます。

4番目は同じでございまして、5番目としまして、「原子炉格納容器圧力逃がし装置」に同等の機能を有する設備が含まれることも明文化するというので、所要の解釈の明文化を行ってございます。

以上が指針等の改正案の内容でございまして、この改正内容に御了承いただけましたら、3ページ目の4. でございますけれども、行政手続法に基づく意見公募を以下のとおり実施することを御了承いただきたいと考えてございます。

今後の予定でございますけれども、この意見公募を実施した後、その結果について原子力規制委員会に御報告させていただき、提出意見への回答について御了承いただくとともに、指針や通報規則、解説内規の改正案について御決定を頂きたいと考えてございます。

以上が一つ目の事項でございまして、続いて二つ目、御報告案件でございまして、相対的にリスクが小さい原子力施設等におけるEAL見直し状況ということで、一昨年、近畿大学における警戒事態の発生を踏まえた対応としまして、昨年の第14回原子力規制委員会におきまして、以下の点を御報告させていただいております。

一つは、こうしたリスクの小さい原子力施設におけるEALの見直しの方針と、それから原子力規制庁が、事業者が事業者防災業務計画を修正しますので、その見直しが適切に行わ

れているかを確認するといったことを御報告させていただきました。今般、その改正が終わりましたので、御報告をさせていただくものでございます。

具体的には39ページの別紙4を見ていただければと思いますけれども、一つ目、近畿大学のEALでございますが、左側が当初のEALですけれども、こうしたリスクの低いところに今、不必要な記載が残っておりますので、右側の赤枠で囲っているところですが、削除といった改正が行われてございます。

同様に40ページ以降、NSRR（原子炉安全性研究炉）、KUCA（京都大学複合原子力科学研究所臨界実験装置）、東大原子力専攻、43ページはJAEAの使用施設、埋設施設、44ページまでの改正が、同様に不要な部分の削除ということが行われております。

また、45ページからは、今年の原子力規制委員会の際には御報告していないものなのですけれども、それ以降、同様の見直しが行われておりましたので、併せて御報告させていただきたいと思っております。

まず、45ページのもんじゅにつきましては、廃止措置の進捗に伴いまして、原子炉及び炉外の燃料貯蔵槽、ナトリウム環境でございますけれども、そちらにあった燃料を全て水プールの方に貯蔵するということになりまして、施設区分が変更されております。また、燃料そのものは十分冷却されているということも含めまして、同様に不要な条項を削除しているといったものでございます。

46ページのJMTR（材料試験炉）も廃止措置の進捗に伴うものですが、燃料が十分冷えているということで、所要の見直しを行ってございます。

原子力規制庁におきましては、これらの事業者防災業務計画の届出があった際に、その変更内容を確認しておりまして、EALの見直しが適切に行われたといったところを確認してございます。

御説明は以上でございます。

○山中委員長

それでは、御質問、コメント等ございますでしょうか。いかがでしょう。

○杉山委員

特に質問というわけではなくてコメントですけれども、今回のEAL見直しといいますか、指針及び関係規則等の改正に関しては、既に御説明の中であったように、既存のEALの考え方を大きく変えるものではなくて、基本的には特定重大事故等対処施設のような、同じ安全機能を有する機器が追加設置される、その状況を踏まえて要求側を適正に書き直すといえますか、そういったことが目的だと理解しております。ですから、今回はこれで一つのステップとして問題ないのかなと認識しております。

もちろん今度、本格的な中身の再検討といいますか、今言った中にも少し含まれるのですけれども、そもそもどういった安全機能が失われたらという考え方をすべきところが割と具体的な施設ごとに設備名で記載されるような作りになっていて、それは運用する上で仕方がないのですけれども、考え方の上でファンクションベースで考えて、基準要求もフ

アクションベースで書くというのもありなのかなということを考えていますし、更に言えば、ある機能が失われたと言っても、事故進展の状況によって、それが外部の避難の準備を開始するとか、避難そのものを開始するタイミングとの時間的な余裕に関連して、いつEALを出すべきかという議論も今後もっと詰めていくべきだと思っております。今後、そういった議論に進んでいくものとして、今回は途中のステップだということで認識しております。

以上、コメントです。

○山中委員長

今のコメントに対して何かございますか。

○川崎長官官房緊急事案対策室企画調整官

緊急事案対策室、川崎です。

今後、再処理のEALの見直しも予定されておりますが、そのの会合を開く際に、併せて別途、まずEALについては長期的な課題として抜本的な見直しという課題もございますので、その事業者における検討状況ですとか、原子力規制庁の安全研究グループの方に研究課題として取り扱っていただいておりますので、その状況をまず一旦御報告させていただくことを予定してございます。

○山中委員長

そのほか御質問、御意見等ございますでしょうか。よろしいですか。

今回ののは特に何か新しいものというか、BWRも加えてという形だと思うのですが、特になんかPWRと違いはないように思うのですが、いかがでしょう。

○川崎長官官房緊急事案対策室企画調整官

基本的にBWRの場合は緊急時制御室が入ったというところがPWRとの大きな違いとなっております。

その他、2ページの(3)のところにもあるのですが、一部、注水系とか冷却系とか条件を満たしているというのがあるので、指針の解説内規の中でこういった設備も含まれますというのは追加しているという、大きな違いはございませんけれども、そういった違いがございました。

○山中委員長

どうぞ。

○石渡委員

ちょっとお伺いしたのですが、39ページに近畿大学のEALの見直しの表がございまして。ここでその他の脅威という赤枠の下のところに、原子力規制委員長等が警戒本部の設置を判断した場合という欄が横並びでございましてけれども、これの位置が左と右で1段違ってまいりますね。これは何か理由があるのですか。

○反町長官官房緊急事案対策室専門職

緊急事案対策室、反町です。

左の方の54番に書かれているのは、令和2年9月届のものをもう一度確認してみないと分かりませんが、基本、55番で各社そろえておりますので、もしかしたらこの資料が間違いなのか、あるいは近畿大学のものが54番になっていたかのいずれかであると思います。

すみません。今、手元にないので正確なところは申し上げられません。

○石渡委員

いずれにしても余り実害がないことだとは思うのですけれども、書類上は気になりますので、そこははっきりさせた方がいいと思うのです。

○杉本長官官房緊急事案対策室長

緊急事案対策室の杉本です。

事実をいま一度確認して、必要な修正があったら、その修正を加えた上で、改めて資料自身は差し替えたいと思いますが、いかがでしょうか。

○山中委員長

それでよろしいですか。

○石渡委員

もう一度諮ることはしないということですか。

○杉本長官官房緊急事案対策室長

緊急事案対策室の杉本です。

事実関係としての記載の誤りであれば、事務局で訂正したものとして差し替えて、ホームページに改めて公開させていただければと思ってございます。原子力規制委員会に諮るということではなくということでございます。

○石渡委員

いずれにしてもこれは事務的なことだと思いますので、記載内容そのものには変更はないという理解で、ただ、形式をきちんと整えていただくということだと思います。

以上です。

○反町長官官房緊急事案対策室専門職

1点だけ、緊急事案対策室、反町です。

もしかしたら私の認識誤りで、このままが正しいかもしれませんので、それも含めて事実関係を確認させていただきたいと思います。

○山中委員長

改めて資料を訂正して掲載するということがよろしいでしょうか。訂正する必要があるれば訂正する。

そのほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、別紙1、2、3のとおり、原子力災害対策指針及び関係規則等の改正案を了承してよろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○山中委員長

その上で、それらに対する意見公募の実施を了承してよろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○山中委員長

ありがとうございます。

報告事項については、改めて資料の中身は確認していただいて、修正する必要がある場合は、修正してホームページに掲載するという点で、この点も御了承いただいたということでよろしいでしょうか。

それでは、そのとおりといたします。

以上で議題4を終了いたします。

本日予定していた議題は以上となりますけれども、そのほか何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

ないようでございますので、本日の原子力規制委員会はこれで終了したいと思います。

次回の定例の原子力規制委員会は、8月23日水曜日開催の予定です。

どうもありがとうございました。